

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究試料取扱規程

平成16年4月1日

規程第 35 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の研究及び教育において得られた研究成果物に係る研究試料の取扱いを規定することにより、研究試料の適正な管理、学外の機関（企業等の民間機関、外国機関を含む。以下「外部機関」という。）との円滑な研究協力を図り、もって本学の研究促進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「職員等」とは、教授、助教授、助手、一般職員等、本学と雇用関係にある職員及び学長等の本学の法人役員をいう。
- 2 この規程において「研究試料」とは、職員等が作製した試薬、試料、実験動物、植物、細胞株、菌株、遺伝子、化学物質、試作品、実験装置等の研究及び教育目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するものをいう。ただし、研究成果普及品等として別途定めたものを除く。
- 3 この規程において「作製」とは、研究試料の創作又は抽出をいう。
- 4 この規程において「作製者」とは、研究試料の作製を行った職員等をいう。
- 5 この規程において「部局」とは、情報科学研究科、バイオサイエンス研究科、物質創成科学研究科、情報科学センター、遺伝子教育研究センター、物質科学教育研究センター及び先端科学技術研究調査センターをいう。
- 6 この規程において「提供」とは、研究試料を有償又は無償で外部機関において使用させることをいう。ただし、分析依頼の場合及び特許出願のための生物寄託を除く。

(研究試料の帰属)

第3条 職員等により、本学の研究及び教育において職務上得られた研究試料は、原則として本学に帰属する。

(研究試料の管理)

第4条 職員等は、研究試料を作製したとき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究成果物取扱規程（平成16年規程第34号。以下「研究成果物取扱規程」という。）に従い、適正に管理しなければならない。

(研究試料の届出)

第5条 職員等は、研究試料について、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに、その所属する部局の長に届け出るものとする。

- (1) 研究試料を提供する場合
- (2) 研究試料に技術的観点からの付加価値が顕在化した場合
- (3) その他必要がある場合

(研究試料提供契約の対象適格の認定等)

第6条 各部局の長は、前条の届出を受理したときは、その届出に係る研究試料について、研究試料提供契約の対象適格があるか否かの認定を行うものとする。

- 2 各部局の長は、前項の認定を行ったときは、当該届出を行った作製者に通知するものとする。

(学長への届出)

第7条 作製者は、前条第2項の規定に基づき、届出に係る研究試料が研究試料提供契約の対象適格がある旨の認定の通知を受けたときは、当該研究試料を提供する場合、その旨を速やかに学長に届け出るものとする。

(研究試料提供契約等)

第8条 学長は、前条に定める研究試料を提供する旨の届出を受理したときは、提供先との間において研究試料提供契約を締結するものとする。

- 2 学長は、契約書の作成等契約の締結に係る業務を知的財産本部長に執り行わせるものとする。
- 3 研究試料の提供について、原則として、企業等に対しては有償とし、学術研究機関に対しては無償とする。
- 4 前項の規定において、学術研究機関に対し無償とする場合の取扱いは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学実施許諾等取扱規程（平成16年規程第36号）の規定に準ずる。

(秘密の保持義務)

第9条 職員等は、研究試料に関して、研究成果物取扱規程に従い、秘密を守らなければならない。

(提供奨励金)

第10条 本学は、研究試料を提供することにより収入を得たときは、その作

製者に対して、研究試料の提供に係る他からの収入の40%を研究試料提供奨励金として支給するものとする。

- 2 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程（平成16年規程第33号。以下「職務発明等取扱規程」という。）第14条第4項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による提供奨励金の支給について準用する。この場合において、「補償金」とあるのは「提供奨励金」と、「発明者」とあるのは「作製者」と読み替えるものとする。

（異議申立）

第11条 作製者は、第6条に定める認定及び前条の研究試料提供奨励金の支給に関し、不服があるときは、学長に異議申立をすることができる。

- 2 前項に定める異議申立の手続は、職務発明等取扱規程を準用する。

（事務の委任）

第12条 学長は、この規程に基づく事務の全部又は一部及びそれらに付帯する業務を知的財産本部長その他の者に委任することができる。

（様式）

第13条 研究試料の届出及び提供に必要な書類の様式は、別に定める。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、研究試料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。